

マージン率等に係る情報提供について

派 1 8 - 3 0 0 1 7 7

株式会社白木

労働者派遣法第 2 3 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和 5 年度 (令和 5 年 1 月～令和 5 年 1 2 月))

記

- 令和 6 年 6 月 1 日付け派遣労働者数 2 人
- 令和 5 年度 派遣先事業所数 (実数) 1 事業所
- 令和 5 年度 労働者派遣に関する料金の平均額 29,904 円/8 時間
- 令和 5 年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 14,096 円/8 時間
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

4 7 . 1 % ・ ・ ・ ①

上記①に法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだ割合

2 2 . 9 %

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1 人当たりの 平均実施時間
事業概要・就業規則等	未経験者の新規採用者	OJT	弊社	無償	有給	6 時間
安全衛生規則	1 年以上の雇用見込みの者	OJT	弊社	無償	有給	2 時間
機械工具器具点検 保守の基礎等	2 年目の派遣労働者	OFF-JT	講習機関	無償	有給	8 時間
資格講習等	3 年目の派遣労働者	OFF-JT	講習機関	無償	有給	8 時間

- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口 代表取締役 畠 準史 TEL0770-39-1236

- その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

派遣先の休憩室・更衣室の利用制限無し

- 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☐ 労使協定を締結していない

☒ 労使協定を締結している (協定書の有効期間終期：令和 7 年 3 月 3 1 日)

(協定書の対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者)

以 上